

平成 27 年（行ウ）第 16 号 怠る事実の違法確認等請求事件

原 告 光城敏雄 外 4 名

被 告 大東市長

補助参加人 株式会社オオヨドコーポレーション

準 備 書 面 (3)

平成 2 9 年 6 月 1 5 日

大阪地方裁判所

第 2 民事部合議 1 係 御中

補助参加人株式会社オオヨドコーポレーション

訴訟代理人弁護士 谷 村 和 治



同 飯 島 敬 子



同 石 田 登 良 夫



同 谷 村 慎 哉



補助参加人は、原告準備書面（6）の「第 1」に対し、以下のとおり認否、反論する。

1 「2(1)~(3)」について

補助参加人が、予定価格を超える入札をした理由は、補助参加人準備書面(1)の 2 頁以下で述べたとおりである。

予定価格が実勢価格と乖離することは、何ら特異なことではなく（乙 1～4（枝番含む）、9～11）、特に、補助参加人のような小規模の建設会社においては、下請協力会社の見積価格が最終見積価格に及ぼす影響が大きいのが実情である。

現に、補助参加人は、同時期に他市の入札においても予定価格を超える入札を行っており、他業者が予定価格を超える入札を行っているのもよく見かけるところである（丙 1～4）。

このほか書証として提出するまでもないが、予定価格超過の入札が世間一般に広く行われていることは、インターネット上で公開されている入札状況からも明らかである。

したがって、予定価格を超える入札を行う理由が談合以外にないとの原告らの主張は、短絡的であるだけでなく、入札の実情を無視するもので、到底認められない。

2 「2(4)」について

原告らの主張は、本件入札について、富田建設、三住建設、補助参加人の3社のみが意思を通じれば談合が可能であることを前提とするが、失当である。

原告ら自身、本件入札参加資格を有する業者が市内で5社、市外で86社にもものぼることを認めており（原告準備書面(9)5頁）、この状況下で、そもそも3社のみでの談合は成立し得ない。

以 上